

美川中学校育友会規約

第一章 名称

第一条 本会は美川中学校育友会と称する。

第二章 目的

第二条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 生徒の円満な成長とその福祉を増進する。
- 2 民主主義の振興を期し成人教育を行う。
- 3 教育的環境の整備とこれに対する公費の支持を確保するよう努める。
- 4 家庭と学校との関係を緊密にし、生徒の心身の健全な発達を促進する。
- 5 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- 6 その他

第三章 方針

第三条 本会は前条の目的達成のため民主的に活動すると共に社会的諸団体及び機関と協力する。

第四条 本会は自主独立のものであって他団体の干渉を受けず又、学校の管理・職員の人事に干渉するものでない。

第四章 会員

第五条 本会の会員を次の二種とする。

- 1 正会員=本校の生徒の保護者、及び本校に勤務する教職員。
- 2 特別会員=校下在住者にして本会の趣旨に賛同する者。

第五章 役員、委員、顧問

第六条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 一名(保護者)
- 2 副会長 四名以上(一名以上は女性)
- 3 書記 一名(教員)
- 4 会計 二名(保護者及び教員から各一名)
- 5 専門部長 三名(保護者三名)
- 6 顧問 一名

第七条 役員の選出は次の通り行われる。

- 1 次年度の役員等候補者を選出する為、「アンケート」を行う。

アンケートへの記載内容は下記のとおりとする。

- (1) 役員等をやってもいい
- (2) 役員等をやる人がいなければやってもいい
- (3) 役員等をやるのは難しい

- 2 アンケート結果を基に、役員会にて役員等候補者の中から次年度役員(会長・副会長・書記・会計)を協議・決定する。

- 3 スケジュール

- (1) 11月頃：役員等の選出アンケートの実施
- (2) 12月頃：役員等の内定
- (3) 5月頃：総会にて役員を報告

第八条 役員の任務は次の通りである。

- 1 会長は本会を代表し会務執行の責任を負う。
- 2 副会長は会長を補佐しこれに事ある時は代理をなす。
- 3 書記は集会における議事の記録、会合の通知及び他団体との通信連絡の任にあたる。
- 4 会計は金銭収支の記録をなし、決算報告その他必要な事務をなす。
- 5 専門部長は研修会、環境美化作業、広報の発行等の任にあたる。
- 6 この会に顧問をおき必要に応じて諮問を受ける。

7 役員は支障のない範囲内で兼任することができる。

第九条 本会には会計監査委員を3名おく。

1 会計監査委員は総会にて選出する。

2 会計監査委員は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第十条 本会の役員、会計監査委員の任期は一ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第十一條 育友会運営サポーターの募集

1 本会の運営をサポートする育友会運営サポーターを任意で募集する。

2 募集方法はアンケートとし、4月に実施する。

3 育友会運営サポーターは研修厚生部、生活指導部、広報部の活動に任意で参加する。

4 育友会運営サポーターの任期は一ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第六章 集会

第十二条 本会は毎年次の総会を行う。新役員に関する報告、決算承認、年度報告、予算の審議と承認、会計監査委員の選出、その他必要な事項の審議決定を行う。

第十三条 会員五分の一以上が必要と認めた時は臨時総会を持つことができる。

第十四条 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第七章 会計

第十五条 本会の経費は会費、事業収益及び自発的な寄付金を持って支弁する。

第十六条 会費の額及び納入方法は最初の総会において定める。

第十七条 本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第八章 改正

第十八条 規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成で改正することができる。

付則 本規約は、昭和二十六年四月一日より実施する。

一部改正

昭和二十八年三月三十一日

第七条1

昭和三十一年三月二十四日 第九条

昭和三十一年四月二十五日 第十四、十五、十六条

昭和三十二年三月二十四日 第九条

昭和四十三年四月十九日 第七条

昭和四十五年四月六日 第六条

昭和五十四年四月二十三日 第七条2、第十二条

昭和五十五年四月二十三日 第六条2、第七条1

昭和五十八年四月十九日 第七条1イ、第十六条

昭和六十三年四月二十一日 第七条1イ

平成三年四月三十日 第五条1、第十条

平成二十八年四月十一日 第六、七、八条

令和元年十一月八日 第九条3

令和二年七月六日 第七条1イ

美川中学校育友会慶弔規定

(適用範囲)

第1条 この規定は、美川中学校育友会員及び生徒に関して適用します。

(死亡弔慰金)

第2条 次の方が死亡された場合、その葬式に制約がある場合(家族葬等)を除き、次の目安を基に弔意を表するものとします。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 会員 | 香典1万円と生花1基 |
| (2) 教職員の配偶者 | 香典1万円と生花1基 |
| (3) 生徒 | 香典1万円と生花1基 |

(傷病見舞金、災害見舞金)

第3条 傷病や災害にかかる見舞金については、事案毎に役員会で協議するものとする。

(餞別)

第4条 教職員の転退職については次の通りに餞別を送り、慰労の意を示す。

教職員(会員) 5千円+(在籍年数×千円)

(経費)

第5条 慶弔金は育友会会計により支出する。

(その他)

第6条 この規定に定めのない事項について、特に必要と思われる場合は、役員会が協議して、適宜の処置をとることができる。

附 則

この規定は、令和5年5月12日より施行する。